

**和歌山県高野町富貴地区で薬草・大和当帰(やまととうき)の栽培
技術継承を行う「地域おこし協力隊員」を募集します。**

和歌山県高野町の東部に位置し、標高 600mの小さな里山で約 390 人が暮らす富貴(ふき)地区。かつては、十津川街道の宿場町として栄え、古くから漢方薬に利用される薬用作物の大和当帰や豆類等の農業や薄板、檜紐等の木材加工業が営まれてきました。

しかし、就学や就業により後継者となる若者は都市部へ流出、農業を支えてきた農業者の約 60%は 70 歳以上の高齢となり年々耕作されない農地が増加の一途を辿り、江戸時代から続いてきた大和当帰の栽培農家は1件を残すのみとなっています。

このような状況を打開すべく、現存農家の栽培技術を繋ぐ人物の確保が喫緊の課題となり、栽培技術習得の機会創出や生産の拡大、就農に至るまでを支援することとしています。

本業務は原則「地域おこし協力隊」の活動を通して、農業技術や経営ノウハウを習得することとしており、将来、本町で大和当帰栽培の就農をめざす方を次のとおり募集します。

※地域おこし協力隊とは

一定期間(1年～最大3年)高野町内で生活し、町が推進する地域振興事業に従事することを主とし、地域住民との交流を深めながら地域活動に取り組む者をいい、総務省が行う事業のひとつです。

1、募集人員	1～2名
2、主な業務内容	(1)現役栽培農家の農業研修を通じた栽培技術や経営ノウハウの修得(メイン活動) その他、地域内イベント、地域行事への参画・補助等の地域活動を行っていただきます。
3、募集対象者	次の条件を全て満たす方を採用の条件とします。 (1)応募の時点で3大都市圏等に在住し、委嘱後に高野町に生活の拠点を移すことができる方(住民登録票の異動必須) (2)高野町の特性や風習を尊重し、人と積極的にコミュニケーションを図ることができる方 (3)心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方 (4)土日および祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方 (5)普通自動車免許を取得している方(AT 車限定可) (6)パソコンの一般的な操作ができる方(メール、ワード、エクセル等のソフトウェアの操作) (7)農繁期は1日の活動時間を延長したり、休日に活動する場合があります、その分は農閑期に休日を多くするなどして、年間を通して所定の活動

	<p>時間となるよう調整。なお、隊員は、町と雇用関係のない個人事業主のため、超過勤務手当や休日勤務手当等は支給されません。</p> <p>※上記の3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および 奈良県、並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、北九州市、および福岡市のうち、過疎地域自立促進 特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法および 小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域外の地域</p>
4、求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指導や暮らしのアドバイスを素直に受け止められる。 ・土や虫、自然が好き。 ・人との関わりが好きで、コミュニケーション能力に自信がある。 ・前向きで継続力、忍耐力を持って物事に取り組むことができる。 ・報告・連絡・相談できる。
5、委託料の内訳 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料月額 233,000 円 ・車両貸与:有 その他経費 必要に応じ、町の予算の範囲内で実費支給します。 (活動期間により上限金額が変わります。) ・住宅手当分: 上限/50,000 円 ・需要費(消耗品費) 上限/242,500 円 ・燃料費 上限/150,000 円 ・印刷製本費 上限/100,000 円 ・修繕費 上限/100,000 円 ・使用料及び賃借料 上限/105,000 円 ・受講料 上限/100,000 円 ・旅費 上限/260,000 円 ・企業支援補助金: 上限 1,000,000 円(起業計画に基づき最終年に)
6、雇用形態・期間、勤務形態	<p>(1)雇用形態 業務委託契約(個人請負契約)</p> <p>(2)契約期間 年度単位での契約</p> <p>※大和当帰の栽培に従事しない場合や地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合、委嘱期間中であっても、その職を解くことができるものとします。</p> <p>(3)任 期 1年～3年間</p> <p>(4)勤務形態 月120時間を目安に活動</p> <p>(5)福利厚生 業務委託契約のため健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。</p>
7、採用までの流れ	<p>(1)募集期間 2023/3/6～ 応募順に選考開始</p>

	<p>選考プロセス</p> <p>一次選考 書類選考、資格要件(住民登録地の確認)、書類内容を本町で審査(写真添付済み履歴書、職務経歴書、事業計画書)</p> <p>↓</p> <p>二次選考 一次選考合格者を対象に、農家との面談(農家とのマッチング)、行政担当者による説明などを行います。</p> <p>↓</p> <p>三次選考 二次選考合格者を対象に、関係者との面談</p> <p>↓</p> <p>採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報、採用選考にのみ使用します。 ・選考プロセスは変更になる可能性があります。 ・不採用理由についての問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
--	---

お問い合わせ先

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町大字高野山 357 高野山観光情報センター内

高野町観光振興課 松本、民農

TEL:0736-56-2780 FAX:0736-56-2770